

実用新案法 一部改正法律案

2020年9月

特 許 庁

(特許審査制度課)

法制処 審査前

新・旧条文 対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>実用新案法</u></p> <p>第1条(目的) この法律は、実用的な <u>考案</u>を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進して産業の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条(定義) この法律で使用する用語の意味は次のとおりである。</p> <p>1. “<u>考案</u>”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。</p> <p>2. “<u>登録実用新案</u>”とは、<u>実用新案登録</u>を受けた考案をいう。</p> <p>3. “<u>実施</u>”とは、<u>考案</u>に関する物品を生産・使用・譲渡・貸与若しくは輸入、又はその物品の譲渡若しくは貸与の申出（譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ）をする行為をいう。</p> <p>第3条（「特許法」の準用） <u>実用新案</u>に関しては、「特許法」第3条から第7条まで、第7条の2、第8条から第</p>	<p style="text-align: center;"><u>小発明保護法</u></p> <p>第1条(目的) ----- - <u>小発明</u>----- ----- ----- -----。</p> <p>第2条(定義) ----- -----。</p> <p>1. “<u>小発明</u>”とは ----- -----。</p> <p>2. “<u>登録小発明</u>”とは、<u>小発明登録</u>を受けた<u>小発明</u>をいう。</p> <p>3. -----<u>小発明</u>----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>第3条（「特許法」の準用） <u>小発明</u>---</p>

25 条まで、第 28 条、第 28 条の 2 から第 28 条の 5 までの規定を準用する。

第 2 章 実用新案登録要件及び

実用新案登録出願

第 4 条 (実用新案登録の要件) ① 産業上、利用可能な物品の形状・構造又は組合せに関する考案であって、次の各号のいずれかに該当するものを除いては、その考案に対し実用新案登録を受けることができる。

1. 実用新案登録出願前に国内又は国外で公知であった、又は公然と実施された考案
2. 実用新案登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載された、又は電気通信回線を介して公衆が利用可能な考案

② 実用新案登録出願前に、その考案が属する技術分野で通常の知識を有する者が第 1 項各号のいずれかに該当する考案によって極めて容易に考案することができるならば、その考案に対しては、第 1 項にかかわらず

-----。

第 2 章 小発明登録要件及び

小発明登録出願

第 4 条 (小発明登録の要件) ①-----

----- 小発明であって、-----

-----小発明に対し小発明登録-----
-----。

1. 小発明登録出願 -----

----- 小発明
2. 小発明登録出願-----

-----小発明

② 小発明登録出願前に、その小発明が属する技術分野で通常の知識を有する者が第 1 項各号のいずれかに該当する小発明一つによって極めて容易に発明することができるならば、その小発明に対しては、第 1 項にか

<p><u>実用新案登録を受けることができない。</u></p> <p>③ <u>実用新案登録出願した考案が、次の各号の要件をすべて備えた別の実用新案登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案と同一である場合に、その考案は第 1 項の規定にかかわらず実用新案登録を受けることができない。</u></p> <p>ただし、その<u>実用新案登録出願の考案者と別の実用新案登録出願の考案者が同じである、又はその実用新案登録出願を出願した時の出願人と他の実用新案登録出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。</u></p> <p>1. その<u>実用新案登録出願日前に出願された実用新案登録出願であること</u></p> <p>2. その<u>実用新案登録出願後、第 15 条により準用される「特許法」第 64 条により出願公開される、又は同法第 21 条第 3 項により登録公告された実用新案登録出願であること</u></p>	<p><u>かわらず小発明登録を受けることができない。</u></p> <p>③ <u>小発明登録出願した小発明が、次の各号の要件をすべて備えた別の小発明登録出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された小発明と同一である場合に、その小発明は第 1 項の規定にかかわらず小発明登録を受けることができない。</u></p> <p>----- <u>小発明登録出願の小発明者と別の小発明登録出願の小発明者</u>-----<u>小発明登録出願を</u>-----<u>小発明登録出願の出願人</u>-----。</p> <p>1. ----- <u>小発明登録出願日前</u>-----<u>小発明登録出願であること</u></p> <p>2. -----<u>小発明登録出願後、第 14 条の 2</u>-----<u>小発明登録出願であること</u></p>
--	--

<p>④ <u>実用新案登録出願した考案</u>が次の各号の要件をすべて備えた特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明と同一である場合に、その<u>考案</u>は第 1 項にかかわらず<u>実用新案登録</u>を受けることができない。ただし、その<u>実用新案登録出願の考案者</u>と特許出願の発明者が同じである、又はその<u>実用新案登録出願</u>を出願した時の出願人と特許出願の出願人が同じである場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その<u>実用新案登録出願日</u>の前に出願された特許出願であること 2. その<u>実用新案登録出願</u>後、「特許法」第 64 条により出願公開された、又は同法第 87 条第 3 項により登録公告された特許出願であること <p>⑤ 第 3 項を適用するとき、他の<u>実用新案登録出願</u>が第 34 条第 2 項による<u>国際実用新案登録出願</u>（第 40 条第 4 項により<u>実用新案登録出願</u>とみなす国際出願を含む。）である場合、第</p>	<p>④ <u>小発明登録出願した小発明</u>----- ----- ----- ----- ----- <u>小発明</u>は ----- -----<u>小発明登録</u>を----- -----。-----<u>小発明</u> <u>登録出願の小発明者</u>----- ----- <u>小発明</u> <u>登録出願</u> ----- ----- -----。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ----- <u>小発明登録出願日</u>----- ----- 2. -----<u>小発明登録出願</u> ----- ----- ----- ----- ----- <p>⑤ -----<u>小発明</u> <u>登録出願</u>が----- <u>国際小発明登録出願</u>（第 40 条第 4 項 により<u>小発明登録出願</u>----- -----</p>
--	--

<p>3 項本文中“出願書に最初に添付された明細書又は図面”は、“国際出願日までに提出した<u>考案</u>の説明、請求範囲又は図面”とみなし、同項第2号中“出願公開”は、“出願公開又は「特許協力条約」第21条により国際公開”とみなす。</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ 第3項又は第4項を適用するとき、第35条第4項により取り下げたものとみなす<u>国際実用新案登録出願</u>又は「特許法」第201条第4項により取り下げたものとみなす国際特許出願は、他の<u>実用新案登録出願</u>又は<u>特許出願</u>とみなさない。</p> <p>第6条 (<u>実用新案登録を受けることができない考案</u>) <u>次の各号のいずれかに該当する考案</u>に対しては、第4条第1項にかかわらず<u>実用新案登録</u>を受けることができない。</p> <p>1. <u>国旗又は勲章と同一である、又は類似した考案</u></p> <p>2. <u>公共の秩序又は善良な風俗には</u></p>	<p>----- ----- --<u>小発明</u>-- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>⑥ (現行と同じ)</p> <p>⑦ ----- ----- ----- -----<u>国際小発明登録出願</u> ----- ----- -----<u>小発明登録出願</u> 又は<u>特許出願</u>-----。</p> <p>第6条 (<u>小発明登録を受けることができない小発明</u>) <u>公共の秩序又は善良な風俗にはずれる、又は公衆の衛生を害するおそれがある小発明</u>----- -----<u>小発明登録</u>----- -----。</p> <p><削除></p> <p><削除></p>
--	---

ずれる、又は公衆の衛生を害する

おそれがある考案

第7条(先願) ① 同一の考案に対し、別の日に二つ以上の実用新案登録出願がある場合には、先に実用新案登録出願した者だけが、その考案に対し実用新案登録を受けることができる。

② 同一な考案に対し、同日に二つ以上の実用新案登録出願がある場合には、実用新案登録出願人の間で協議して定めた一人の実用新案登録出願人のみがその考案に対し、実用新案登録を受けることができる。ただし、協議が成立しない、又は協議をすることができない場合には、どの実用新案登録出願人もその考案に対し実用新案登録を受けることができない。

③ 実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一である場合、その実用新案登録出願と特許出願が別の日に出願されたものであれば第1項を準用し、その実用新案登

第7条(先願) ① -----小発明に対し、別の-----小発明登録出願が-----小発明登録出願した-----小発明に対し小発明登録-----
--。

② -----小発明に対し、同-----
-----小発明登録出願が-----
-----小発明登録出願人の間-----
----- 小発明登録出願人のみが、その小発明に対し小発明登録-----。

-----小発明登録出願人も、その小発明に対し小発明登録-----
-。

③ 小発明登録出願された小発明-----

-----小発明登録出願と特許出願が別の-----
-----小発明登録出

<p><u>録出願と特許出願が同日に出願されたものであれば第2項を準用する。</u></p> <p>④ <u>実用新案登録出願又は特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、その実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときには、初めからなかったものとみなす。ただし、第2項ただし書（第3項により準用される場合を含む。）に該当し、その実用新案登録出願又は特許出願に対して、拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。</u></p> <p>1.2. (省略)</p> <p>⑤ <u>考案者又は発明者でない者で、実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者がおこなった実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときには、初めからなかったものとみなす。</u></p> <p>⑥ <u>特許庁長は、第2項の場合に、実</u></p>	<p><u>願と特許出願が同</u> -----</p> <p>-----。</p> <p>④ <u>小発明登録出願又は特許出願が-</u></p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願又は特許出願は</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----</p> <p>----- <u>小発明登録出願-</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>1.2. (現行と同じ)</p> <p>⑤ <u>小発明者</u> -----<u>小発明登録を</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願-</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>⑥ -----<u>小発</u></p>
---	---

<p><u>用新案登録出願人</u>に、期間を定めて協議の結果を申告することを命じ、その期間に申告がなければ、第 2 項による協議は成立しなかったものとみなす。</p>	<p><u>明登録出願人</u>----- ----- ----- ----- -----。</p>
<p>第 8 条 <u>(実用新案登録出願)</u> ① <u>実用新案登録</u>を受けようとする者は、次の各号の事項を記した<u>実用新案登録出願書</u>を特許庁長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>実用新案登録出願人</u>の氏名及び住所（法人である場合にはその名称及び営業所の所在地） 2. <u>実用新案登録出願人</u>の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地〔代理人の特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名〕 3. <u>考案</u>の名称 4. <u>考案者</u>の氏名及び住所 <p>② 第 1 項による<u>実用新案登録出願書</u>には、<u>考案</u>の説明、請求範囲を記</p>	<p>第 8 条 <u>(小発明登録出願)</u> ① <u>小発明登録</u>を----- -----<u>小発明登録出願書</u>----- -----。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>小発明登録出願人</u>----- ----- ----- 2. <u>小発明登録出願人</u>----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- 3. <u>小発明</u>----- 4. <u>小発明者</u>----- <p>② -----<u>小発明登録出願書</u>には、<u>小発明</u>-----</p>

<p>した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。</p> <p>③ 第2項による<u>考案</u>の説明は、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1. その<u>考案</u>が属する技術分野で通常の知識を有した者がその<u>考案</u>を容易に実施できるように明確かつ詳細に記すこと</p> <p>2. その<u>考案</u>の背景となる技術を記すこと</p> <p>④ 第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を記した項（以下“請求項”という。）が1つ以上なくてはならず、その請求項は次の各号の要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>1. <u>考案</u>の説明により裏付けられること</p> <p>2. <u>考案</u>が明確かつ簡潔に記されていること</p> <p>⑤ 削除</p> <p>⑥ 第2項による請求範囲には、保護を受けようとする事項を明確にでき</p>	<p>----- -----。</p> <p>③ ----- <u>小発明</u>----- ----- -----。</p> <p>1. -----<u>小発明</u>が----- ----- <u>小発明</u>を----- -----</p> <p>2. ----- <u>小発明</u>----- -----</p> <p>④ ----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>1. <u>小発明</u>----- -----</p> <p>2. <u>小発明</u>----- -----</p> <p>⑥ ----- -----</p>
---	---

<p>るように<u>考案</u>を特定するのに必要であると認められる形状・構造又はこれらの結合関係等を記さなければならない。</p> <p>⑦ 削除</p> <p>⑧ (省略)</p> <p>⑨ 第 2 項による<u>考案</u>の説明、図面及び要約書の記載方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。</p> <p>第 8 条の 2 (<u>実用新案登録出願日等</u>)</p> <p>① <u>実用新案登録出願日</u>は、明細書及び図面を添付した<u>実用新案登録出願書</u>が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に請求範囲は記さないこともできるが、<u>考案</u>の説明は記さなければならない。</p> <p>② <u>実用新案登録出願人</u>は、第 1 項後段によって<u>実用新案登録出願書</u>に最初に添付した明細書に請求範囲を記さなかった場合には、<u>第 15 条</u>により<u>準用される「特許法」第 64 条第 1 項</u>各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日まで明細書に請求範囲を記</p>	<p>-----<u>小発明</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>⑧ (現行と同じ)</p> <p>⑨ -----<u>小発明</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>第 8 条の 2 (<u>小発明登録出願日等</u>) ①<u>小発明登録出願日</u>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願書</u>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----<u>小発明</u>-----</p> <p>-----。</p> <p>② <u>小発明登録出願人</u>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願書</u>-----</p> <p>-----</p> <p>----- <u>第 14 条 2 第 1 項</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--	---

<p>す補正をしなければならない。<u>ただし、本文による期限以前に第 15 条により準用される「特許法」第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨が通知された場合には、その通知を受けた日から 3 ヶ月になる日、又は第 15 条により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日のうち、早い日までに補正をしなければならない。</u></p> <p>③ <u>実用新案登録出願人が第 2 項による補正をしなかった場合には、第 2 項による期限となる日の次の日に当該実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。</u></p> <p>第 8 条の 3 (外国語実用新案登録出願等) ① <u>実用新案登録出願人が明細書及び図面 (図面中の説明部分に限定する。以下第 2 項及び第 5 項において同じ) を韓国語ではない産業通商資源部令で定める言語で記すという趣旨を実用新案登録出願をするときに実用新案登録出願書に記した場合には、その言語で記すことができ</u></p>	<p>----- 。<u><ただし書 削除></u></p> <p>③ <u>小発明登録出願人</u>----- ----- ----- ----- ---- <u>小発明登録出願を</u> ----- -----。</p> <p>第 8 条の 3 (外国語小発明登録出願等) ① <u>小発明登録出願人</u>----- ----- ----- ----- ----- ---- <u>小発明登録出願を</u> ----- -- <u>小発明登録願書</u>----- -----</p>
--	---

<p>る。</p> <p>② <u>実用新案登録出願人が実用新案登録出願書</u>に最初に添付した明細書及び図面を第 1 項による言語で記した<u>実用新案登録出願</u>（以下“<u>外国語実用新案登録出願</u>”という。）をした場合には、<u>第 15 条により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分</u>による日から 1 年 2 ヶ月になる日までにその明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令で定める方法により提出しなければならない。<u>ただし、本文による期限以前に第 15 条により準用される「特許法」第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨が通知された場合には、その通知を受けた日から 3 ヶ月になる日又は第 15 条により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日のうち、早い日までに提出しなければならない。</u></p> <p>③ 第 2 項により韓国語翻訳文を提出した<u>実用新案登録出願人</u>は第 2 項による期限以前にその韓国語翻訳文</p>	<p>---。</p> <p>② <u>小発明登録出願人が小発明登録出願書</u>----- ----- <u>小発明登録出願</u>（以下“<u>外国語小発明登録出願</u>”----- -- <u>第 14 条 2 第 1 項</u>----- ----- ----- ----- ----- ----- -----。</p> <p><u><ただし書 削除></u></p> <p>③ ----- -----<u>小発明登録出願人</u>----- -----</p>
---	--

<p>に代わる新たな韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. <u>実用新案登録出願人</u>が出願審査の請求をした場合</p> <p>④ <u>実用新案登録出願人</u>が第 2 項による明細書の韓国語翻訳文を提出しなかった場合には、第 2 項による期限となる日の翌日に当該<u>実用新案登録出願</u>を取り下げたものとみなす。</p> <p>⑤ <u>実用新案登録出願人</u>が第 2 項による韓国語翻訳文又は第 3 項本文による新たな韓国語翻訳文を提出した場合には、<u>外国語実用新案登録出願の実用新案登録出願書</u>に最初に添付した明細書又は図面をその韓国語翻訳文によって補正したものとみなす。ただし、第 3 項本文により新たな韓国語翻訳文を提出した場合には、最後の韓国語翻訳文（以下この条において“最終韓国語翻訳文”という。）の前に提出した韓国語翻訳文</p>	<p>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----。</p> <p>1. (現行と同じ)</p> <p>2. <u>小発明登録出願人</u>-----</p> <p>-----</p> <p>④ <u>小発明登録出願人</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願</u>を-----。</p> <p>⑤ <u>小発明登録出願人</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>外国語小発明登録出願の小発明登録出願書</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
---	---

<p>② 第 1 項ただし書により一群の考案に対し一つの<u>実用新案登録出願</u>とすることができる要件は、大統領令で定める。</p> <p>第 10 条(変更出願) ① 特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲でその特許出願を<u>実用新案登録出願</u>に変更することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>1.・2. (省略)</p> <p>② 第 1 項により変更された<u>実用新案登録出願</u> (以下“変更出願”という。)がある場合に、その変更出願は特許出願をしたときに<u>実用新案登録出願</u>をしたものとみなす。ただし、その変更出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。</p> <p>1. 第 4 条第 3 項による他の<u>実用新案登録出願</u>又は「特許法」第 29 条第 4 項による<u>実用新案登録出願</u>に該当してこの法律第 4 条第 3 項又</p>	<p>② ----- <u>小</u> <u>発明</u>----- <u>小発明登録出願</u> ----- -----。</p> <p>第 10 条 (変更出願) ① ----- ----- ----- -----<u>小発明</u> <u>登録出願</u>----- -----。 -----。</p> <p>1.・2. (現行と同じ)</p> <p>② -----<u>小発明登</u> <u>録出願</u>----- ----- -----<u>小発明登録</u> <u>出願</u>-----。 ----- ----- -----。</p> <p>1. -----<u>小発明</u> <u>登録出願</u>又は ----- -----<u>小発明登録出願</u>に -----</p>
--	---

<p>は「特許法」第 29 条第 4 項を適用 する場合</p> <p>2.～4. (省略)</p> <p>③ 第 1 項により変更出願をしよう とする者は変更出願をするとき、<u>実 用新案登録出願書</u>にその趣旨及び変 更出願の基礎となった特許出願の表 示をしなければならない。</p> <p>④～⑥ (省略)</p> <p>⑦ <u>実用新案登録出願人は、変更出願 が外国語実用新案登録出願</u>である場 合には、第 8 条の 3 第 2 項による韓 国語翻訳文又は同条第 3 項本文によ る新たな韓国語翻訳文を同条第 2 項 による期限が過ぎた後にも変更出願 をした日から 30 日になる日まで提 出することができる。ただし、第 8 条 の 3 第 3 項各号のいずれかに該当す る場合には、新たな韓国語翻訳文を 提出することができない。</p> <p>⑧ <u>実用新案登録出願人は、実用新案 登録出願書</u>に最初に添付した明細書 に請求範囲を記さなかった変更出願 の場合、第 8 条の 2 第 2 項による期</p>	<p>----- -----</p> <p>2.～4. (現行と同じ)</p> <p>③ ----- -----<u>小</u> <u>発明登録出願書</u>----- ----- -----。</p> <p>④～⑥ (現行と同じ)</p> <p>⑦ <u>小発明登録出願人は、変更出願が 外国語小発明登録出願</u>----- ----- ----- -----。 -----</p> <p>⑧ <u>小発明登録出願人は、小発明登録 出願書</u>----- ----- -----</p>
---	--

<p>限が過ぎた後にも、変更出願をした日から 30 日になる日まで明細書に請求範囲を記す補正をすることができる。</p>	<p>----- ----- ----- -----。</p>
<p>第 11 条（「特許法」の準用） <u>実用新案登録要件及び実用新案登録出願</u>に関しては、「特許法」第 30 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条、第 51 条、第 52 条及び第 54 条から第 56 条までの規定を準用する。</p>	<p>第 11 条（「特許法」の準用） <u>小発明登録要件及び小発明登録出願</u>----- ----- ----- ----- ----- -----。</p>
<p>第 12 条（<u>実用新案登録出願審査の請求</u>） ① <u>実用新案登録出願</u>に対し審査請求があるときにのみ、これを審査する。</p> <p>② <u>誰でも実用新案登録出願</u>に対し<u>実用新案登録出願日から 3 年以内</u>に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。ただし、<u>実用新案登録出願人</u>は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出願審査の請求をすることができない。</p> <p>1. （省略）</p>	<p>第 12 条（<u>小発明登録出願審査の請求</u>） ① <u>小発明登録出願</u>----- ----- -----。</p> <p>② <u>小発明登録出願人</u>は、<u>小発明登録出願</u>に対し<u>小発明登録出願日から 1 年 2 ヶ月になる日までに</u>----- -----。-----<u>小発明登録出願人</u>----- -----。</p> <p>1. （現行と同じ）</p>

<p>2. 第 8 条の 3 第 2 項による韓国語 翻訳文を提出しなかった場合（<u>外国語 実用新案登録出願</u>の場合に限 る。）</p> <p>③ 次の各号のいずれかに該当する <u>実用新案登録出願</u>に関しては、第 2 項による期間が過ぎた後にも、次の 各号の区分による期間以内に出願審 査の請求をすることができる。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第 11 条により準用される「特許 法」第 34 条及び第 35 条による正 当な権利者の<u>実用新案登録出願</u>： 正当な権利者が<u>実用新案登録出願</u> <u>をした日から 30 日</u></p> <p>3. (省略)</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ 第 2 項又は第 3 項により出願審 査の請求をすることができる期間に 出願審査の請求がなければ、その<u>実 用新案登録出願</u>は取り下げたものと みなす。</p> <p><u><新設></u></p>	<p>2. ----- -----<u>外国</u> <u>語小発明登録出願</u>----- --。</p> <p>③ ----- <u>小発明登録出願</u>----- ----- ----- -----。</p> <p>1. (現行と同じ)</p> <p>2. ----- ----- ----- <u>小発明登録出願</u> :-- ----- <u>小発明登録出願を</u> -----</p> <p>3. (現行と同じ)</p> <p>④ (現行と同じ)</p> <p>⑤ ----- ----- -----<u>小発 明登録出願</u>----- --。</p> <p><u>第 12 条の 2(実施の適否の審査) ① 小 発明登録出願人は、審査請求をする</u></p>
---	---

時、出願された小発明を業として実施している、又は実施準備中でなければならず、これを証明することができる書類を特許庁長に提出しなければならない。

② 第 15 条により準用される「特許法」第 57 条第 1 項による審査官（以下 “審査官” という。）は、小発明登録出願が第 1 項の要件を備えていない場合、期間を定めて小発明登録出願人が出願された小発明を業として実施している、又は実施準備中であることを証明する書類を、産業通産資源部令で定める方法により補完又は提出することを命じることができる。

③ 審査官は、第 2 項の規定により命令を受けた者が、指定された期間以内に証明書類を補完又は提出しない場合には、その小発明登録出願の審査請求を却下しなければならない。
この場合、却下決定は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

<p>第 13 条 (实用新案登録拒絶決定) 第 15 条により準用される「特許法」第 57 条第 1 項による審査官 (以下“審査官”という。) は、实用新案登録出願が次の各号のいずれかの拒絶理由 (以下“拒絶理由”という。) に該当する場合には、<u>实用新案登録拒絶決定</u>をしなければならない。</p> <p>1. 第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 3 条により準用される「特許法」第 25 条又は同法第 11 条により準用される「特許法」第 44 条により<u>实用新案登録</u>を受けることができない場合</p> <p>2. 第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文による<u>实用新案登録を受けられる権利を有していない</u>、又は同項ただし書により<u>实用新案登録を受けることができない場合</u></p> <p>3.~7. (省略)</p> <p>第 14 条 (拒絶理由の通知) ① 審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合、<u>实用新案登録出願人</u>に拒絶理</p>	<p>第 13 条 (小発明登録拒絶決定) 審査官は、<u>小発明登録出願</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録拒絶</u></p> <p><u>決定</u>をしなければならない。</p> <p>1. -----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録</u>-----</p> <p>-----</p> <p>2. -----</p> <p>-----<u>小発明登録を受けられ</u>-----</p> <p>-----<u>小発明登録を受けることができな</u>-----</p> <p>-----</p> <p>3.~7. (現行と同じ)</p> <p>第 14 条 (拒絶理由の通知) ① -----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>小発明登録出願人</u>-----</p>
---	---

<p>由を通知し、期間を定めて意見書を提出できる機会を与えなければならない。ただし第 11 条により準用される「特許法」第 51 条第 1 項により却下決定をしようとする場合には、この限りでない。</p> <p>1. 第 13 条により <u>実用新案登録拒絶決定</u>をしようとする場合</p> <p>2. 第 15 条により準用される「特許法」第 66 条の 3 による職権再審査をして取り消された <u>実用新案登録決定</u>前に既に通知した拒絶理由で <u>実用新案登録拒絶決定</u>をしようとする場合</p> <p>② 審査官は、請求範囲に二つ以上の請求項がある <u>実用新案登録出願</u>に対して第 1 項本文によって拒絶理由を通知するときには、その通知書に拒絶される請求項を明確にし、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記載しなければならない。</p> <p><u><新設></u></p>	<p>----- ----- -----。 ----- -----。 1. -----<u>小発明登録拒絶決定</u>----- 2. ----- -----<u>小発明登録決定</u>----- <u>小発明登録拒絶決定</u>----- ----- ② ----- -----<u>小発明登録出願</u>----- ----- -----。 <u>第 14 条の 2(出願公開)① 特許庁長は、次の各号の区分による日から 1 年 6 ヶ月になる日と審査請求日（審査請</u></p>
---	---

	<p><u>求が却下された場合は除く。)のうち早い日が経過した後、又はその前であっても小発明登録出願人が申請した場合には、産業通産資源部令で定めるところにより、その小発明登録出願に関して小発明公報に掲載して出願公開をしなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>第 11 条により準用される「特許法」第 54 条第 1 項による優先権主張を伴う小発明登録出願の場合：その優先権主張の基礎になった出願日</u>2. <u>第 11 条により準用される「特許法」第 55 条第 1 項による優先権主張を伴う小発明登録出願の場合：先願の出願日</u>3. <u>第 11 条により準用される「特許法」第 54 条第 1 項又は第 11 条により準用される「特許法」第 55 条第 1 項による二つ以上の優先権主張を伴う小発明登録出願の場合：当該優先権主張の基礎になった出願日のうち最優先日</u>4. <u>第 1 号から第 3 号までのいずれか</u>
--	---

	<p><u>に該当しない小発明登録出願の場合</u> 合：その小発明登録出願日</p> <p><u>② 第1項にかかわらず次の各号のいずれかに該当する場合には、出願公開をしない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1. 明細書に請求範囲を記載していない場合</u><u>2. 第8条の3第2項による韓国語翻訳文を提出していない場合（外国語小発明登録出願の場合に限る。）</u><u>3. 第21条第3項により登録公告をした小発明の場合</u> <p><u>③ 第11条により準用される「特許法」第41条第1項により秘密扱いされた小発明登録出願の小発明に対しては、その小発明の秘密扱いが解除されるまで、その小発明登録出願の出願公開を留保しなければならない、その小発明の秘密扱いが解除された場合には、遅滞なく第1項により出願公開をしなければならない。ただし、その小発明登録出願が設定登録された場合には、出願公開をしない。</u></p> <p><u>④第1項の出願公開に関して出願人</u></p>
--	---

<p>第 15 条（「特許法」の準用） <u>実用新案登録出願</u>の審査・決定に関しては「特許法」第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 60 条、<u>第 61 条、第 63 条の 2、第 63 条の 3、第 64 条から第 66 条</u>まで、第 66 条の 2、第 66 条の 3、第 67 条、第 67 条の 2、第 67 条の 3、第 68 条及び第 78 条の規定を準用する。</p> <p>第 4 章 <u>登録料及び実用新案登録等</u></p> <p>第 16 条（登録料） ① 第 21 条第 1 項による<u>実用新案権</u>の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日（以下“設定登録日”という。）から 3 年分の登録料を支払わなければならない、<u>実用新案権者</u>は、その翌年からの登録料を当該権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ支払わなければならない。</p>	<p><u>の氏名・住所及び出願番号等小発明公報に掲載する事項は大統領令で定める。</u></p> <p>第 15 条（「特許法」の準用） <u>小発明登録出願</u>----- ----- ----- <u>第 63 条</u> <u>の 2、第 63 条の 3、第 65 条、第 66 条</u> ----- ----- ----- --。</p> <p>第 4 章 <u>登録料及び小発明登録等</u></p> <p>第 16 条（登録料） ① ----- -----<u>小発明権</u>の----- ----- ----- -----<u>小発明権者</u>----- ----- ----- ----- --。</p> <p>② ----- <u>小発明権</u></p>
--	---

<p>② <u>第 1 項にかかわらず<u>実用新案権</u></u> <u>者は、その翌年からの登録料はその</u> <u>納付年度順に応じて数年分又はすべ</u> <u>ての年度分を同時に支払うことがで</u> <u>きる。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>第 17 条 (手数料) ① <u>実用新案登録に</u> <u>関する手続を踏む者は、手数料を支</u> <u>払わなければならない。</u></p> <p>② <u>実用新案登録出願人でない者が</u> <u>出願審査の請求をした後、その実用</u> <u>新案登録出願書に添付した明細書を</u> <u>補正したため請求範囲に記した請求</u> <u>項の数が増加した場合には、その増</u> <u>加した請求項に関して支払うべき審</u> <u>査請求料は、実用新案登録出願人が</u> <u>支払わなければならない。</u></p> <p>③ (省略)</p> <p>第 20 条 (「特許法」の準用) 登録料及 び<u>実用新案登録</u>に関しては、「特許 法」第 80 条、第 81 条、第 81 条の 2、 第 81 条の 3 及び第 83 条から第 86 条までの規定を準用する。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 実用新案権</p>	<p><u>者</u>----- ----- ----- -----。</p> <p>③ (現行と同じ)</p> <p>第 17 条 (手数料) ① <u>小発明登録</u>----- ----- -----。</p> <p><削除></p> <p>② (現行第 3 項と同じ)</p> <p>第 20 条 (「特許法」の準用) ----- -----<u>小発明登録</u>----- ----- -----。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 小発明権</p> <p>第 21 条 (小発明権の設定登録及び登録</p>
--	--

<p>第 21 条(実用新案権の設定登録及び登録公告) ① 実用新案権は、設定登録により発生する。</p> <p>② 特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するときには、<u>実用新案権</u>を設定するための登録をしなければならぬ。</p> <p>1.～5. (省略)</p> <p>③ 特許庁長は第 2 項により登録した場合には、次の各号の事項を<u>実用新案公報</u>に掲載し登録公告をしなければならない。</p> <p>1. <u>実用新案権者</u>の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう）</p> <p>2. <u>実用新案登録出願番号</u>及び出願年月日</p> <p>3. <u>考案者</u>の氏名及び住所</p> <p>4. <u>実用新案登録出願書</u>に添付された要約書</p> <p>5. <u>実用新案登録番号</u>及び設定登録年月日</p> <p>6.～8. (省略)</p> <p>④ 第 3 項にかかわらず特許庁長は、第</p>	<p>公告) ① <u>小発明権</u>----- -----。</p> <p>② ----- -----<u>小発明権</u>----- -----。 1.～5. (現行と同じ)</p> <p>③ ----- -----<u>小発明公報</u>----- -----。 1. <u>小発明権者</u>----- -----。 2. <u>小発明登録出願番号</u>----- ---</p> <p>3. <u>小発明者</u>----- 4. <u>小発明登録出願書</u>----- ----</p> <p>5. <u>小発明登録番号</u>----- ---</p> <p>6.～8. (現行と同じ)</p> <p>④ ----- -----</p>
--	--

<p>11 条により準用される「特許法」第 41 条第 1 項により秘密扱いが必要な<u>登録実用新案</u>に対しては、その<u>考案の秘密扱いが解除される</u>まで、その<u>実用新案登録</u>の登録公告を保留しなければならず、その<u>考案の秘密扱いが解除された</u>場合には、遅滞なく登録公告をしなければならない。</p> <p>第 22 条 (<u>実用新案権の存続期間</u>) ① <u>実用新案権の存続期間</u>は第 21 条第 1 項により<u>実用新案権</u>を設定登録した日から<u>実用新案登録出願日の後 10 年</u>になる日までとする。</p> <p>② 正当な権利者の<u>実用新案登録出願</u>が第 11 条により準用される「特許法」第 34 条又は第 35 条により<u>実用新案登録</u>された場合には、第 1 項の<u>実用新案権の存続期間</u>は無権利者の<u>実用新案登録出願日の翌日</u>から起算する。</p> <p>第 22 条の 2 (<u>登録遅延による実用新案権の存続期間の延長</u>) ① <u>実用新案登録出願</u>に対し、<u>実用新案登録出願日</u>から 4 年又は出願審査の請求日か</p>	<p>----- -----<u>登録小発明</u>----- <u>小発明の秘密扱いが解除される</u> --- ----- <u>小発明登録</u>----- -----<u>小発明の秘密</u> <u>扱いが解除された</u> ----- -----。</p> <p>第 22 条 (<u>小発明権の存続期間</u>) ① <u>小発明権</u>の ----- ----- <u>小発明権</u>を-- -----<u>小発明登録出</u> <u>願日の後 5 年</u>-----。</p> <p>② -----<u>小発明登録出</u> <u>願が</u>----- -----<u>小発明</u> <u>登録された</u>-----<u>小</u> <u>発明権</u>-----<u>小</u> <u>発明登録出願日</u>----- --。</p> <p>第 22 条の 2 (<u>登録遅延による小発明権の存続期間の延長</u>) ① <u>小発明登録出願</u>に対し、<u>小発明登録出願日</u>----- ----- -----</p>
---	--

<p>ら 3 年のうちの遅い日より遅延されて<u>実用新案権の設定登録</u>がなされる場合には、第 22 条第 1 項にかかわらずその遅延された期間分、当該<u>実用新案権の存続期間</u>を延長することができる。</p> <p>② 第 1 項の規定を適用するにおいて、出願人により遅延された期間は、第 1 項による<u>実用新案権</u>の存続期間の延長から除かれる。ただし、出願人により遅延された期間が重なる場合には、<u>実用新案権</u>の存続期間の延長から除外される期間は、出願人により実際に遅延された期間を超過してはならない。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 第 1 項により<u>実用新案登録出願日</u>から 4 年を起算するときには、第 10 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 40 条第 4 項及び第 11 条により準用される「特許法」第 34 条・第 35 条・第 52 条第 2 項にかかわらず次の各号に該当する日を<u>実用新案登録出願日</u>とみなす。</p>	<p>-- <u>小発明権の設定登録</u>-----</p> <p>-----</p> <p>----- <u>小発明権の存続期間</u> -----</p> <p>----- 。</p> <p>② -----</p> <p>----- <u>小発明権</u> -----</p> <p>----- 。</p> <p>----- <u>小発明権</u> -----</p> <p>-----。</p> <p>③ (現行と同じ)</p> <p>④ ----- <u>小発明登録出願日</u> -----</p> <p>-----</p> <p>----- <u>小発明登録出願日</u> -----</p> <p>-----。</p> <p>1. (現行と同じ)</p>
---	---

<p>1. (省略)</p> <p>2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条又は第 35 条による正当な権利者の<u>実用新案登録出願</u>の場合には正当な権利者が出願をした日</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. 第 34 条第 1 項により<u>実用新案登録出願</u>とみなす国際出願の場合には第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日</p> <p>5. 第 40 条により<u>実用新案登録出願</u>とみなす国際出願の場合には、国際出願の出願人が第 40 条第 1 項により決定を申請した日</p> <p>6. 第 1 号から第 5 号までの規定のうち該当しない<u>実用新案登録出願</u>に対しては、その<u>実用新案登録出願日</u></p> <p>第 22 条の 3 (<u>登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録出願</u>) ①</p> <p>第 22 条の 2 により<u>実用新案権の存続期間の延長登録出願</u>をしようとする</p>	<p>2. ----- ----- -----<u>小発明登録出願</u>----- ----- ---</p> <p>3. (現行と同じ)</p> <p>4. -----<u>小発明登録出願</u>----- ----- ----- -----</p> <p>5. -----<u>小発明登録出願</u>----- ----- ----- -----</p> <p>6. ----- ----- <u>小発明登録出願</u> に ----- <u>小発明登録出願日</u></p> <p>第 22 条の 3 (<u>登録遅延による小発明権の存続期間の延長登録出願</u>) ① ----- -----<u>小発明権の存続期間の延長登録出願</u>を----- -----</p>
--	--

<p>る者(以下この条及び第22条の4で“延長登録出願人”という。)は、次の各号の事項を記した<u>実用新案権の存続期間の延長登録出願書</u>を特許庁長に提出しなければならない。</p> <p>1.・2. (省略)</p> <p>3. 延長対象の<u>実用新案権</u>の登録番号</p> <p>4.・5. (省略)</p> <p>② 第1項による<u>実用新案権の存続期間の延長登録出願</u>は、<u>実用新案権の設定登録日</u>から3ヶ月以内に出願しなければならない。</p> <p>③ <u>実用新案権</u>が共有である場合には共有者全員が共同で<u>実用新案権の存続期間の延長登録出願</u>をしなければならない。</p> <p>④ 延長登録出願人は、審査官が<u>実用新案権の存続期間の延長登録の可否</u>決定前まで延長登録出願書に記載された事項のうち第1項第4号及び第5号の事項に対し、補正することができる。ただし、第22条の6により準用される拒絶理由通知を受けた</p>	<p>----- -----<u>小発明権の存続期間の延長登録出願書</u>----- -----。</p> <p>1.・2. (現行と同じ)</p> <p>3. -----<u>小発明権</u>----- -</p> <p>4.・5. (現行と同じ)</p> <p>② -----<u>小発明権の存続期間</u>-----<u>小発明権の設定登録日</u>----- -----。</p> <p>③ <u>小発明権</u>が----- -----<u>小発明権</u>の----- -----。</p> <p>④ -----<u>小発明権</u>----- ----- ----- -----。</p>
---	--

<p>後には当該拒絶理由通知による意見書提出期間にのみ補正することができる。</p> <p>第 22 条の 4 (登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録拒絶決定)</p> <p>審査官は実用新案権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その出願に対し延長登録拒絶決定をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 延長登録出願人が当該実用新案権者でない場合 3. (省略) <p>第 22 条の 5 (登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録の決定等)</p> <p>① 審査官は実用新案権の存続期間の延長登録出願に対し、第 22 条の 4 各号のいずれかに該当する事由を発見できない場合には延長登録決定をしなければならない。</p> <p>② 特許庁長は第 1 項の延長登録決定があれば、実用新案権の存続期間の延長を実用新案登録原簿に登録し</p>	<p>----- -----。</p> <p>第 22 条の 4 (登録遅延による小発明権の存続期間の延長登録拒絶決定) -- -----小発明権----- ----- ----- ----- -----。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行と同じ) 2. -----小発明権者----- ----- 3. (現行と同じ) <p>第 22 条の 5 (登録遅延による小発明権の存続期間の延長登録決定等) ① - -----小発明権----- ----- ----- -----。</p> <p>② ----- -----小発明権----- -----小発明登録原簿----- -----。</p>
---	---

<p>なければならない。</p> <p>③ 第 2 項による登録があれば次の各号の事項を<u>実用新案公報</u>に掲載しなければならない。</p> <p>1. <u>実用新案権者</u>の氏名及び住所（法人である場合にはその名称及び営業所の所在地）</p> <p>2. <u>実用新案権</u>の登録番号</p> <p>3.・4. （省略）</p> <p>第 22 条の 6（準用規定） <u>実用新案権</u>の存続期間の延長登録出願の審査に関しては第 14 条「特許法」第 57 条第 1 項・第 67 条・第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び同条第 7 号を準用する。</p> <p>第 23 条（<u>実用新案権の効力</u>） <u>実用新案権者</u>は、業として登録<u>実用新案</u>を実施する権利を独占する。ただし、その<u>実用新案権</u>に関して第 28 条により準用される「特許法」第 100 条第 1 項により専用実施権を設定したときには同条第 2 項により専用実施権者がその<u>登録実用新案</u>を実施する権利を独占する範囲においては、この</p>	<p>③ ----- -----<u>小発明公報</u>----- -----。</p> <p>1. <u>小発明権者</u>----- -----</p> <p>2. <u>小発明権</u>-----</p> <p>3.・4. （現行と同じ）</p> <p>第 22 条の 6（準用規定） <u>小発明権</u>----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>第 23 条（<u>小発明権の効力</u>） <u>小発明権者</u>は、業として登録<u>小発明</u>----- -----。 -----<u>小発明権</u>----- ----- -----<u>登録小発明</u>----- -----。</p>
--	--

<p>限りでない。</p> <p>第 24 条(実用新案権の効力が及ばない範囲) <u>実用新案権</u>の効力は、次の各号のいずれかに該当する事項には及ばない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究又は試験をするための<u>登録実用新案</u>の実施 2. (省略) 3. <u>実用新案登録出願時</u>から国内にある物 	<p>第 24 条(<u>小発明権の効力が及ばない範囲</u>) <u>小発明権</u>-----</p> <p>-----</p> <p>---</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. -----<u>登録小発明</u>----- 2. (現行と同じ) 3. <u>小発明登録出願時</u>----- <p>---</p>
<p>第 25 条(他人の登録実用新案等との関係) <u>実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案が、その登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明又は登録デザインやそのデザインと類似したデザインを使用する場合、又は実用新案権が、その登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触する場合には、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を受けずには自己の登録実用新案を業とし</u></p>	<p>第 25 条 (他人の登録小発明等との関係) <u>小発明権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録小発明が、その登録小発明の小発明登録出願日前に出願された他人の登録小発明・特許発明又は登録デザインやそのデザインと類似したデザインを使用する場合、又は小発明権が、その登録小発明の小発明登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触する場合には、その小発明権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を受けずには自己の登録小発明を業として実施することができない。</u></p>

<p><u>て実施することができない。</u></p> <p>第 26 条(無効審判請求登録前の実施による通常実施権) ① <u>次の各号のいずれかに該当する者が、実用新案登録又は特許に対する無効審判請求の登録前に自己の登録実用新案又は特許発明が無効事由に該当することを知らずに国内でその考案又は発明の実施事業をしている、又はこれを準備している場合には、その実施又は準備している考案若しくは発明及び事業目的の範囲で、その実用新案権に対し通常実施権を有する、又は実用新案登録や特許が無効となったときに存在する実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する。</u></p> <p>1. 同一の<u>考案</u>に対する二つ以上の実用新案登録のうち、その一つの実用新案登録を無効とした場合、その無効となった<u>実用新案登録</u>の原実用新案権者</p> <p>2. <u>登録実用新案</u>と特許発明が同一で、その特許を無効とした場合、その無効となった特許の原特許権</p>	<p>第 26 条(無効審判請求登録前の実施による通常実施権) ① <u>次の各号のいずれかに該当する者が、小発明登録又は特許に対する無効審判請求の登録前に自己の登録小発明又は特許発明が無効事由に該当することを知らずに国内でその小発明又は発明の実施事業をしている、又はこれを準備している場合には、その実施又は準備している小発明若しくは発明及び事業目的の範囲で、その小発明権に対し通常実施権を有する、又は小発明登録や特許が無効となったときに存在する小発明権の専用実施権に対し通常実施権を有する。</u></p> <p>1. -----<u>小発明</u>----- <u>小発明登録のうち</u>----- <u>小発明登録を</u>----- -----<u>小発明登録</u>の 原小発明権者</p> <p>2. <u>登録小発明</u>----- ----- ----- ---</p>
--	--

<p>者</p> <p>3. <u>実用新案登録を無効</u>とし同一の考案に関して正当な権利者に<u>実用新案登録をした場合</u>、その無効となった<u>実用新案登録の原実用新案権者</u></p> <p>4. 特許を無効とし、その発明と同一の考案に関し正当な権利者に<u>実用新案登録をした場合</u>、その無効となった特許の原特許権者</p> <p>5. 第1号から第4号までの場合において、その無効となった<u>実用新案権</u>又は特許権に対し無効審判請求の登録当時に既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。ただし、第28条により準用される「特許法」第118条第2項による通常実施権を取得した者は、登録を必要としない。</p> <p>② 第1項により通常実施権を有する者は、<u>実用新案権者</u>又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。</p>	<p>3. <u>小発明登録を無効</u>----- <u>小発明</u>-----<u>小</u> <u>発明登録をした</u>----- -----<u>小発明登録の原小発明</u> <u>権者</u></p> <p>4. ----- -----<u>小発明</u>-----<u>小発</u> <u>明登録</u>----- -----</p> <p>5. ----- -----<u>小発明</u> <u>権</u>----- ----- ----- -----。 ----- ----- -----。 ② ----- -----<u>小発明権者</u>----- ----- -----。</p> <p>第27条(デザイン権の存続期間満了後</p>
--	--

第 27 条(デザイン権の存続期間満了後の通常実施権) ① 実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときには、そのデザイン権者はそのデザイン権の範囲で、その実用新案権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時に存在するその実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

② 実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときには次の各号のいずれかの権利を有する者は、原権利の範囲で、その実用新案権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時に存在するその実用新案権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

の通常実施権) ① 小発明登録出願日前又は小発明登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その小発明権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときには、そのデザイン権者はそのデザイン権の範囲で、その小発明権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時に存在するその小発明権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

② 小発明登録出願日前又は小発明登録出願日と同じ日に出願され登録されたデザイン権が、その小発明権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときには次の各号のいずれかの権利を有する者は、原権利の範囲で、その小発明権に対し通常実施権を有する、又はそのデザイン権の存続期間満了当時に存在するその小発明権の専用実施権に対し通常実施権を有する。

1.・2. (現行と同じ)

<p>1.・2. (省略)</p> <p>③ 第 2 項により通常実施権を有する者は、<u>実用新案権者</u>又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。</p> <p>第 28 条（「特許法」の準用） <u>実用新案権</u>に関しては、「特許法」第 97 条、第 99 条、第 99 条の 2、第 100 条から第 103 条まで、第 103 条の 2、第 106 条、第 106 条の 2、第 107 条から第 111 条まで、第 111 条の 2、第 112 条から第 115 条まで、第 118 条から第 125 条まで、及び第 125 条の 2 を準用する。</p> <p>第 6 章 <u>実用新案権者の保護</u></p> <p><u><新設></u></p>	<p>③ ----- ----- <u>小発明権者</u>----- ----- -----。</p> <p>第 28 条（「特許法」の準用） <u>小発明権</u>----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>第 6 章 <u>小発明権者の保護</u></p> <p>第 28 条の 2（<u>権利侵害に対する禁止請求権等</u>） ① <u>小発明権者又は専用実施権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の禁止又は予防を請求することができる。</u></p> <p>② <u>小発明権者又は専用実施権者が第 1 項による請求をするときには、侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、そ</u></p>
---	--

<p>第 29 条（侵害とみなす行為） <u>登録実 用新案</u>に関する物品の生産にのみ使 用する物を、業として生産・譲渡・ 貸与若しくは輸入、又は業としてそ の物の譲渡若しくは貸与の申出をす る行為は、<u>実用新案権</u>又は<u>専用実施 権</u>を侵害したものとみなす。</p> <p>第 30 条（「特許法」の準用） <u>実用新案 権者</u>の保護に関しては「特許法」第 <u>126 条</u>、第 128 条、第 128 条の 2 及 び第 130 条から第 132 条までの規定 を準用する。</p>	<p><u>の他に侵害の予防に必要な行為を請 求することができる。</u></p> <p>③ <u>第 1 項及び第 2 項にかかわらず小 発明権者（第 28 条により準用される 「特許法」第 102 条第 1 項による通 常実施権者を含む。）又は専用実施権 者（第 28 条により準用される「特許 法」第 100 条第 4 項による通常実施 権者を含む。）が、登録小発明を業と して実施していない場合には、その 限りでない。</u></p> <p>第 29 条（侵害とみなす行為） <u>登録小 発明</u>----- ----- ----- ----- ----- <u>小発明権</u> ----- ----- 。</p> <p>第 30 条（「特許法」の準用） <u>小発明権 者</u>----- 「特許法」第 <u>126 条の 2</u>----- -----。</p> <p>第 6 章の 2 <u>小発明登録取消申請</u></p>
--	--

第 6 章の 2 実用新案登録取消申請

第 30 条の 2 (実用新案登録取消申請)

① 誰でも実用新案権の設定登録日から登録公告日後 6 ヶ月になる日まで、その実用新案登録が次の各号のいずれか該当する場合には、特許審判院長に実用新案登録取消申請をすることができる。この場合、請求範囲の請求項が二つ以上である場合には、請求項ごとに実用新案登録取消申請をすることができる。

1. 第 4 条 (同条第 1 項第 1 号に該当する場合と同号に該当する考案により極めて容易に考案することができる場合は除く) に違反した場合

2. (省略)

② 第 1 項にかかわらず実用新案公報に掲載された第 21 条第 3 項第 7 号による先行技術に基づいた理由では実用新案登録取消申請をすることができない。

第 30 条の 3 (「特許法」の準用) 実用新案登録取消申請の審理・決定等に

第 30 条の 2 (小発明登録取消申請) ①

-----小発明権-----

-----小発明登録が-----

-----小発明登録取消申請-----

-----。

-----小発明登録取消申請-----。

1. -----

-----小発明一つに -----発明する

2. (現行と同じ)

② -----小発明公報-----

-----小発明登録取消申請-----

-----。

第 30 条の 3 (「特許法」の準用) 小発明登録取消申請-----

<p>関しては、「特許法」第 132 条の 3 から第 132 条の 15 までの規定を準用する。</p>	<p>----- -----。</p>
<p>第 31 条(実用新案登録の無効審判) ①</p>	<p>第 31 条(小発明登録の無効審判) ①-</p>
<p>利害関係人(第 5 号本文の場合には、<u>実用新案登録</u>を受けることができる権利を有した者のみ該当する)又は審査官は<u>実用新案登録</u>が次の各号のいずれかに該当する場合には無効審判を請求することができる。この場合、請求範囲の請求項が二つ以上の場合には請求項ごとに請求することができる。</p>	<p>----- -----<u>小発明登録を</u>----- ----- -----<u>小発明登録が</u>----- ----- -----。----- -----</p>
<p>1. (省略)</p>	<p>1. (現行と同じ)</p>
<p>2. <u>実用新案登録後、その実用新案権者</u>が第 3 条により準用される「特許法」第 25 条により<u>実用新案権</u>を享受できない者になる場合、又はその<u>実用新案登録</u>が条約に違反した場合</p>	<p>2. <u>小発明登録後、----- 小発明権者</u>----- -----<u>小発明権を</u>----- ----- -----<u>小発明登録が</u>----- -----</p>
<p>3. 条約に違反して<u>実用新案登録</u>を受けることができない場合</p>	<p>3. -----<u>小発明登録</u>----- -----</p>
<p>4. (省略)</p>	<p>4. (現行と同じ)</p>
<p>5. 第 11 条により準用される「特許</p>	<p>5. -----<u>小発</u></p>

<p>法」第 33 条第 1 項本文による<u>実用新案登録</u>を受けることができる権利を有していない場合、又は同法第 44 条に違反した場合。ただし、第 28 条により準用される「特許法」第 99 条の 2 第 2 項により移転登録された場合には除く。</p> <p>6. 第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項ただし書により<u>実用新案登録</u>を受けることができない場合</p> <p>7.・8. (省略)</p> <p>② 第 1 項による審判は<u>実用新案権</u>が消滅された後にも請求することができる。</p> <p>③ <u>実用新案登録</u>を無効とするという審決が確定した場合には、その<u>実用新案権</u>は初めからなかったものとみなす。ただし、第 1 項第 2 号により<u>実用新案登録</u>を無効にするという審決が確定した場合には<u>実用新案権</u>はその<u>実用新案登録</u>が同号に該当することになった時からなかったものとみなす。</p>	<p><u>明登録</u> -----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>6. -----</p> <p>-----</p> <p>-- <u>小発明登録</u>-----</p> <p>-----</p> <p>7.・8. (現行と同じ)</p> <p>② -----<u>小発明権</u></p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>③ <u>小発明登録</u>-----</p> <p>-----<u>小発明権</u></p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>-----<u>小発明登録を</u>-----</p> <p>-----<u>小発明権はそ</u></p> <p>-----<u>の小発明登録</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>④ -----</p>
--	--

<p>④ 審判長は第 1 項による審判が請求された場合には、その趣旨を当該<u>実用新案権</u>の専用実施権者やその他に<u>実用新案登録</u>に関して登録をした権利を有した者に知らせなければならない。</p>	<p>-----<u>小発</u> <u>明権</u>----- <u>小発明登録</u>----- ----- -----。</p>
<p>第 31 条の 2 (<u>実用新案権の存続期間の延長登録の無効審判</u>) ① 利害関係人又は審査官は、第 22 条の 5 による<u>実用新案権</u>の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合には無効審判を請求することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省略) 2. 当該<u>実用新案権者</u>でない者の出願に対して延長登録がなされた場合 3. (省略) <p>②・③ (省略)</p>	<p>第 31 条の 2 (<u>小発明権の存続期間の延長登録の無効審判</u>) ① ----- ----- <u>小発明権</u>----- ----- -----。 1. (現行と同じ) 2. ----- <u>小発明権者</u>----- ----- ----- 3. (現行と同じ) ②・③ (現行と同じ)</p>
<p>第 32 条 (通常実施権許諾の審判) ① <u>実用新案権者</u>、専用実施権者又は通常実施権者は、当該<u>登録実用新案</u>が第 25 条に該当しているため実施の許諾を受けようとする場合、その他人が</p>	<p>第 32 条 (通常実施権許諾の審判) ① <u>小発明権者</u> ----- -----<u>登録小発明が</u>----- ----- ----- -----</p>

<p>④ 第 1 項及び第 3 項により通常実施権の許諾を受けた者は、<u>実用新案権者</u>、特許権者、デザイン権者又はその専用実施権者に対価を支払わなければならない。ただし、自己が責任を負うことができない事由で支払うことができない場合には、その対価を供託しなければならない。</p> <p>⑤ 第 4 項による通常実施権者は、その対価を支払わない、又は供託をしなければ、その<u>登録実用新案</u>、特許発明又は登録デザインや、これと類似したデザインを実施することができない。</p> <p>第 33 条（「特許法」の準用） <u>実用新案</u>に関する審判・再審及び訴訟に関しては、「特許法」第 132 条の 17、第 133 条の 2、第 135 条から第 137 条まで、第 139 条、第 139 条の 2、第 140 条、第 140 条の 2、第 141 条から第 153 条まで、第 153 条の 2、第 154 条から第 166 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 176 条、第 178 条から第 188 条まで、第 188 条の 2、第</p>	<p>-----<u>小発明</u> <u>権者</u> ----- ----- -----。 ----- ----- -----。 ⑤ ----- ----- ----- <u>登録小発明</u>----- ----- -----。 第 33 条（「特許法」の準用） <u>小発明</u>----</p>
---	---

<p>189 条から第 191 条まで及び第 191 条の 2 を準用する。</p> <p>第 34 条(国際出願による実用新案登録出願) ① 「特許協力条約」により国際出願日が認められた国際出願であって、<u>実用新案登録</u>を受けるために大韓民国を指定国に指定した国際出願は、その国際出願日に出願された<u>実用新案登録出願</u>とみなす。</p> <p>② 第 1 項により<u>実用新案登録出願</u>とみなす国際出願（以下“<u>国際実用新案登録出願</u>”という。）に関しては第 8 条の 2、第 8 条の 3 及び第 11 条により準用される「特許法」第 54 条を適用しない。</p> <p>第 34 条の 2 (国際実用新案登録出願の出願書等) ① <u>国際実用新案登録出願</u>の国際出願日までに提出された出願書は、第 8 条第 1 項により提出された<u>実用新案登録出願書</u>とみなす。</p> <p>② <u>国際実用新案登録出願</u>の国際出願日までに提出された<u>考案</u>の説明、請求範囲及び図面は、第 8 条第 2 項による<u>実用新案登録出願書</u>に最初に</p>	<p>-----。</p> <p>第 34 条(国際出願による小発明登録出願) ① ----- ----- -----<u>小発明登録</u>----- ----- -----<u>小発明登録出願</u>-----。</p> <p>② -----<u>小発明登録出願</u>と----- “<u>国際小発明登録出願</u>” ----- ----- -----。</p> <p>第 34 条の 2 (国際小発明登録出願の出願書等) ① <u>国際小発明登録出願</u>----- ----- -----<u>小発明登録出願書</u>-----。</p> <p>② <u>国際小発明登録出願</u>----- -----<u>小発明</u>----- -----<u>小発明登録出願書</u>----- -----</p>
--	--

<p>添付された明細書及び図面とみなす。</p> <p>③ <u>国際実用新案登録出願</u>に対しては次の各号の区分による要約書又は韓国語翻訳文を第8条第2項による要約書とみなす。</p> <p>1. <u>国際実用新案登録出願の要約書を韓国語で記した場合：国際実用新案登録出願の要約書</u></p> <p>2. <u>国際実用新案登録出願の要約書を外国語で記した場合：第35条第1項により提出された国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文（第35条第3項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後に提出した国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文をいう。）</u></p> <p>第35条（<u>国際実用新案登録出願の韓国語翻訳文</u>） ① <u>国際実用新案登録出願</u>を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第2条(xi)の優先日（以下“優先日”という。）から2年7ヶ月（以下“国内書面提出期間”と</p>	<p>---。</p> <p>③ <u>国際小発明登録出願</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----。</p> <p>1. <u>国際小発明登録出願の要約書を韓国語で記した場合：国際小発明登録出願の要約書</u></p> <p>2. <u>国際小発明登録出願の要約書を</u>-----</p> <p>-----<u>国際小発明登録出願の要約書の韓国語翻訳文</u>-----</p> <p>-----</p> <p>-----<u>国際小発明登録出願の要約書の韓国語翻訳文</u>を-----。</p> <p>第35条（<u>国際小発明登録出願の韓国語翻訳文</u>） ① <u>国際小発明登録出願</u>---</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
---	---

<p>いう。)以内に次の各号の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。ただし、韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいとする趣旨を第41条により準用される「特許法」第203条第1項による書面に記し国内書面提出期間満了日前1ヶ月からその満了日までに提出した場合(その書面を提出する前に韓国語翻訳文を提出した場合は除く)には国内書面提出期間満了日から1ヶ月になる日まで韓国語翻訳文を提出することができる。</p> <p>1. <u>国際出願日までに提出された考案の説明、請求範囲及び図面(図面中の説明部分に限定する。)</u>の韓国語翻訳文</p> <p>2. <u>国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文</u></p> <p>② 第1項にかかわらず<u>国際実用新案登録出願</u>を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第19条(1)により請求範囲に関する補正をした場合には国際出願日までに提出した請</p>	<p>----- -----。 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----。 1. -----<u>小発</u> <u>明</u>----- ----- ----- 2. <u>国際小発明登録出願</u>----- ----- ② -----<u>国際小発明</u> <u>登録出願</u>----- ----- ----- ----- -----</p>
---	--

<p>求範囲に対する韓国語翻訳文を補正後の請求範囲に対する韓国語翻訳文に代替して提出することができる。</p> <p>③ (省略)</p> <p>④ 第 1 項による出願人が国内書面提出期間に第 1 項による<u>考案</u>の説明および請求範囲の韓国語翻訳文を提出しなければ、その<u>国際実用新案登録出願</u>を取り下げたものとみなす。</p> <p>⑤ <u>実用新案登録出願人</u>が国内書面提出期間の満了日（国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした場合には、その請求日をいい、以下“基準日”という。）までに第 1 項により<u>考案の説明、請求範囲及び図面</u>（<u>図面中の説明部分に限定する。</u>）の韓国語翻訳文（第 3 項本文により新しい韓国語翻訳文を提出した場合は、最後に提出した韓国語翻訳文をいう。以下この条において“最終韓国語翻訳文”という。）を提出した場合には国際出願日までに提出した<u>考案の説明、請求範囲及び図面</u>（<u>図面中の説明部分に限定する。</u>）を最終韓</p>	<p>----- -----。</p> <p>③ (現行と同じ)</p> <p>④ ----- -----<u>小発明</u>----- ----- -----<u>国際小発明登録出願</u>-----。</p> <p>⑤ <u>小発明登録出願人</u>----- ----- ----- ----- -----<u>小発明の説明、請求範囲及び図面</u>（<u>図面中の説明部分に限定する。</u>）の----- ----- ----- ----- -----<u>小発明</u>の説明、請求範囲及び図面（<u>図面中の説明部分に限定する。</u>）を----- -----</p>
---	--

<p>を定めて図面の提出を命ずることができる。基準日までに第35条第1項又は第3項による図面の韓国語翻訳文の提出がない場合にもまた同じである。</p> <p>③ 特許庁長は第2項による図面の提出命令を受けた者が、その指定された期間に図面を提出しなかった場合には、その<u>国際実用新案登録出願</u>を無効にすることができる。</p> <p>④ (省略)</p> <p><u><新設></u></p>	<p>----- -----。 ----- ----- ----- -----。</p> <p>③ ----- ----- ----- ----- <u>国際小発明登録出願</u> -----。</p> <p>④ (現行と同じ)</p> <p><u>第36条の2 (出願公開時期及び効果の特例) ① 国際小発明登録出願の出願公開に関して第14条の2第1項を適用する場合には、“次の各号の区分による日から1年6ヶ月になる日と、<u>審査請求日 (審査請求が却下された場合を除く。)</u>のうち早い日が経過した後”は、“<u>国内書面提出期間 (第35条第1項各号以外の部分ただし書により、<u>韓国語翻訳文の提出期間の延長を求める趣旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文の提出期間をいう。</u></u>以下、</u></p>
--	--

	<p><u>この項で同じ) が経過した後 (国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした国際小発明登録出願であって、「特許協力条約」第 21 条により国際公開された場合には、優先日から 1 年 6 ヶ月になる日又は出願審査の請求日のうち遅い日が経過した後)” とみなす。</u></p> <p><u>②第 1 項にかかわらず韓国語で出願された国際小発明登録出願に関し、第 1 項による出願公開前に既に「特許協力条約」第 21 条により国際公開がなされた場合には、その国際公開がなされた時に出願公開がなされたものとみなす。</u></p> <p><u>③国際小発明登録出願の出願人は、国際小発明登録出願に関し出願公開 (韓国語で出願した国際小発明登録出願の場合、「特許協力条約」第 21 条による国際公開をいう。以下この条において同じ) があつた後、国際小発明登録出願された小発明を業として実施した者に、国際小発明登録出願された小発明であることを書面</u></p>
--	---

<p>第 37 条 (変更出願時期の制限) 「特許法」第 199 条第 1 項により国際出願日に 出願された特許出願とみなす国際出願を基礎として<u>実用新案登録出願</u>に変更出願をする場合には、この法律第 10 条第 1 項にかかわらず「特許法」第 82 条第 1 項による手数料を支払い、同法第 201 条第 1 項による</p>	<p><u>で警告することができる。</u></p> <p>④国際小発明登録出願の出願人は、<u>第 3 項による警告を受けた、又は出願公開された小発明であることを知っても、その国際小発明登録出願された小発明を業として実施した者に、その警告を受けた、又は出願公開された小発明であることを知った時から小発明権の設定登録時までの期間に、その登録小発明の実施に対して合理的に受けることができる金額に相当する補償金の支払いを請求することができる。ただし、その請求権は、当該小発明登録出願が小発明権の設定登録された後にのみ行使することができる。</u></p> <p>第 37 条 (変更出願時期の制限) ----- ----- ----- -----<u>小発明登録出願</u>----- ----- ----- -----</p>
---	--

<p>については第 15 条により準用される「特許法」第 64 条第 1 項中 “次の各号の区分による日” は “第 35 条第 1 項の優先日” とみなす。</p>	<p>----- 第 14 条の 2 第 1 項----- ----- ----- -----。</p>
<p>第 41 条（「特許法」の準用） <u>国際実用新案登録出願</u> については「特許法」第 192 条から第 198 条まで、第 198 条の 2、第 200 条、第 202 条から第 208 条まで及び第 211 条を準用する。</p>	<p>第 41 条（「特許法」の準用） <u>国際小発明登録出願</u>----- ----- -----第 206 条まで、 <u>第 208 条</u>-----。</p>
<p>第 42 条（<u>実用新案公報</u>） ① 特許庁長は、大統領令で定めるところにより <u>実用新案公報</u> を発行しなければならない。</p> <p>② <u>実用新案公報</u> は産業通商資源部令で定めるところにより電子的媒体で発行することができる。</p> <p>③ 特許庁長は電子的媒体で <u>実用新案公報</u> を発行する場合には情報通信網を活用し <u>実用新案公報</u> の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。</p>	<p>第 42 条（<u>小発明公報</u>） ① ----- ----- <u>小発明公報</u>----- -----。</p> <p>② <u>小発明公報</u>----- -----。</p> <p>③ -----<u>小発明公報</u>を----- -----<u>小発明公報</u>の----- -----。</p>
<p>第 44 条（「特許法」の準用） <u>実用新案</u> については「特許法」第 215 条、第 215 条の 2、第 216 条、第 217 条、第 217</p>	<p>第 44 条（「特許法」の準用） <u>小発明</u>----- ----- -----</p>

<p>条の2、第218条から第220条まで、 第222条から第224条まで及び第 224条の2から第224条の5まで の規定を準用する。</p>	<p>----- ----- ----- -----。</p>
<p>第45条（侵害罪）① <u>実用新案権</u>又は 専用実施権を侵害した者は7年以下 の懲役又は1億ウォン以下の罰金に 処する。</p> <p>②（省略）</p>	<p>第45条（侵害罪）① <u>小発明権</u>----- ----- ----- -----。</p> <p>②（現行と同じ）</p>
<p>第46条（秘密漏えい罪等）特許庁又 は特許審判院所属の現職員や職員で あった者が<u>実用新案登録出願中の考 案（国際出願中の考案を含む。）</u>に関 し職務上知った秘密を漏えい又は盗 用した場合には5年以下の懲役又は 5千万ウォン以下の罰金に処する。</p>	<p>第46条（秘密漏えい罪等）----- ----- -----<u>小発明登録出願中の小発 明（国際出願中の小発明</u>----- ----- -----。</p>
<p>第47条（偽証罪）①（省略）</p> <p>② 第1項による罪を犯した者が、そ の事件の<u>実用新案登録取消申請</u>に対 する決定又は審決が確定される前に 自首した場合には、その刑を軽減又 は免除することができる。</p>	<p>第47条（偽証罪）①（現行と同じ） ②----- -----<u>小発明登録取消申請</u>----- ----- -----。</p>
<p>第49条（虚偽行為の罪）虚偽やその 他の不正な行為で<u>実用新案登録、実</u></p>	<p>第49条（虚偽行為の罪）----- -----<u>小発明登録、小発</u></p>

<p>用新案権の存続期間の延長登録、実 用新案登録取消申請に対する決定又 は審決を受けた者は3年以下の懲役 又は3千万ウォン以下の罰金に処す る。</p>	<p>明権-----小発 明登録取消申請----- ----- ----- -。</p>
---	--